

令和5年4月1日から

生活資金貸付事業が変わります

(令和5年2月2日理事会決議)

生活資金貸付事業の利用者増加に伴い、制度の見直しを実施しました。
生活資金貸付事業の原資は、皆さんの大切な掛金です。ルールを守ってご利用ください。

【変更点】

	変更項目	変更内容	変更理由
1	貸付限度額	金額200万円かつ退職一時金の70%以内 (退職一時金の70%以内が追加)	退職ではなく退会した場合、退会給付金で借入額を相殺できない場合がある為
2	借り換え	直近6ヶ月以内に2回以上延滞が発生した場合は、借り換え不可	借り換えにて延滞を繰り返すケースが散見される為
3	資金用途	金額が確認できる書類の提出を必須 (見積書・パンフレット等)	生活に必要な資金の借りに限定する為 (遊興費等の借入はできません)
4	休職中の借入れ申し込み	休職中の借入れ申し込みは不可	返済は、給与天引き必須だが、休職中は給与の支払いが無く天引きできない為
5	賞与時加算返済	賞与時加算返済の取扱いを廃止	賞与の支給は不確定の為 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※現在、ボーナス併用払いをご利用の方は変更ありません。</div>
6	一部繰り上げ返済	一部繰り上げ返済の取扱いを廃止	一部繰り上げ返済の取扱いがない為
7	法人外異動	貸付金利用中に法人外異動する場合は、旧施設を退職扱いとし退職一時金と相殺	法人外異動の場合、給与天引きの返済が新施設でも継続できるとは限らない為
8	期限の利益喪失	倒産手続き(破産手続き、民事再生手続き)等がおきた場合は、期限の利益を喪失し直ちに全額返済	退職(退会)時まで、返済を保留することで返済が長期化する可能性がある為

生活資金貸付事業をご利用になる方は、事前に共助会までご連絡をお願いいたします。

千葉県社会福祉事業共助会 TEL: 043-245-1729